

墓地、納骨堂、火葬場の経営法人情報の変更手続の手引

この手引では、横浜市で墓地、納骨堂、火葬場の経営許可を取得している法人の代表者、所在地などを変更した場合の手続方法について御案内します。

1 事前確認

変更届を作成する前に、墓地、納骨堂、火葬場の台帳に記載されている内容について、医療局生活衛生課にお問合せください。

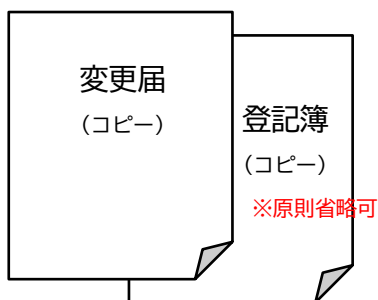
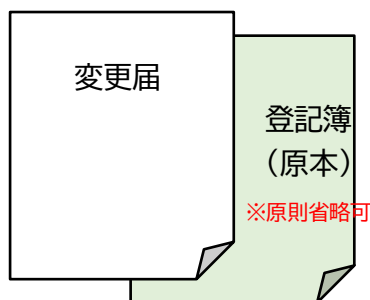
1箇所 の墓地、納骨堂、火葬場につき、1つの届出となります。複数の許可がある場合はその旨もお伝えください。

問合せ先：医療局生活衛生課（環境指導係）
電話：045-671-2457、ファクス：045-641-6074
メールアドレス：ir-bochi@city.yokohama.lg.jp

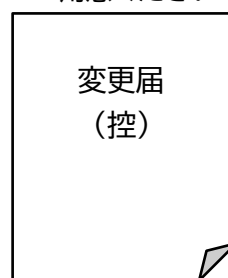
2 必要書類

書類	内容等	部数
申請事項等変更届出書	医療局生活衛生課でお渡ししています。 ウェブサイトからダウンロードすることもできます。 横浜市 民営墓地等 許可 検索	2部 ※お手元に記録を残したい場合は控えを取り、受付時にご提示ください。受付印を押してお返しします。
法人の登記事項証明書 ※原則省略可	変更したことがわかるもの (履歴事項証明書等) ※本証かつ発行日から6か月以内のもの	提出される場合は 原本とコピーで 2部

提出用に2部用意してください



必要に応じて控えをご用意ください



3 届出方法

変更する墓地、納骨堂、火葬場がある区の区役所生活衛生課窓口にて申請事項等変更届出書及び添付書類を提出してください。

<郵送で提出する場合>

昼間連絡が取れる電話番号を必ず明記の上、特定記録郵便等、記録の残る方法で送付してください。

※添付書類、記載内容の不備等により受付できない場合、書類の再送付のご連絡をすることがあります。

※受付印を押した届出書の控えの返送を希望する場合は、返送用封筒に切手を貼ったものを同封してください。

記入例

申請事項等変更届出書

提出日を記入

年 月 日

(届出先)
横浜市長

変更後の法人所在地・名称・代表者氏名を記入

届出者 事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

記入

申請事項等に変更がありましたので、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則第31条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

該当する
ものを囲む

墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場	名 称	●●●●墓地
	所在地	横浜市●●区***町000番0、111番1の一部
変更内容	変更事項	経営者 法人所在地 経営者 代表役員・管理者 代表者と管理者が同じ場合は 管理者も変更してください
	変 更 前	横浜市●●区***町 000 番 0 号 横浜 太郎
	変 更 後	横浜市●●区***町 XXX 番X 号 横浜 花子

連絡先（横浜 花子）
000-0000-0000

郵送の場合は昼間連絡が
取れる電話番号を必ず記載